

県民税

この税金は、県の仕事に必要な費用を広く県民のみなさんから負担していただくもので、個人の県民税、法人の県民税及び利子等・配当等・株式等譲渡所得に係る県民税があります。また、県民税は市町村民税と併せて住民税とも呼ばれます。

個人の県民税

納める人 毎年1月1日（賦課期日）現在

- 県内に住所がある人・・・均等割と所得割
- 県内に事務所・事業所や家屋敷があり、その所在する市町村に住所がない人・・・均等割

納める額

- 均等割・・・2,300円（市町村民税3,500円）
 (注)「秋田県水と緑の森づくり税」（9ページ）として800円、東日本大震災からの復興財源特例法による500円（平成26～令和5年度の10年間）が加算されています。
 市町村民税の均等割にも、東日本大震災からの復興財源特例法による500円が加算されています。
- 所得割・・・課税所得金額の4/100（市町村民税6/100）

◆非課税

次のいずれかに該当する場合は非課税となります。

均等割、所得割ともに非課税

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- 障害者、未成年者、ひとり親または寡婦で前年の合計所得金額が135万円以下の人
- 前年の合計所得金額が市町村の条例で定める額以下の人

所得割のみ非課税

- 前年の総所得金額等が、35万円×（本人+控除対象配偶者+扶養親族の数）+10万円+32万円（控除対象配偶者または扶養親族を有する場合に限る）以下の人

所得割の計算 課税所得金額（前年の総所得金額等－所得控除）×税率－調整控除－税額控除＝所得割額

(注)退職金などの退職所得と土地や建物を売った場合などの譲渡所得については、他の所得と区分して課税されます。（いわゆる「分離課税」）

◆給与所得控除

給与収入に応じて一定の額（最低額55万円）が収入から控除されます。

(注) 給与所得控除額は、次の算式によって求めた金額に相当する額ですが、その年中の給与等の収入金額が660万円未満である場合は、所得税法の別表第5により直接給与所得控除後の所得金額を求めます。

給与の収入金額	給与所得控除額
180万円以下	収入金額×40%-10万円「左記の金額が55万円以下の場合は55万円」
180万円超360万円以下	収入金額×30%+8万円
360万円超660万円以下	収入金額×20%+44万円
660万円超850万円以下	収入金額×10%+110万円
850万円超	195万円

◆公的年金等控除

雑所得を計算（算出）する際に、公的年金等の収入額に応じて、一定の金額を控除、差し引くことができます。

具体的には

「公的年金等の収入金額－公的年金等控除額＝雑所得（課税対象額）」となり、雑所得は総合課税となりますので、他の所得と合算して税額を求めることとなります。

公的な老齢年金（老齢給付金）の認定を受けたものすべてが公的年金等控除の対象となります。

公的年金等控除額

公的年金等控除額は年齢別に以下のように計算され、また年齢は「当該収入のあった年の12月31日」における年齢で判断します。

公的年金等の収入金額（A）	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超	
	公的年金等控除額	公的年金等控除額	公的年金等控除額	
65歳以上	330万円未満	110万円	100万円	90万円
	330万円以上410万円未満	(A)×25%+27万5千円	(A)×25%+17万5千円	(A)×25%+7万5千円
	410万円以上770万円未満	(A)×15%+68万5千円	(A)×15%+58万5千円	(A)×15%+48万5千円
	770万円以上1,000万円未満	(A)×5%+145万5千円	(A)×5%+135万5千円	(A)×5%+125万5千円
	1,000万円以上	195万5千円(上限)	185万5千円(上限)	175万5千円(上限)
65歳未満	130万円未満	60万円	50万円	40万円
	130万円以上410万円未満	(A)×25%+27万5千円	(A)×25%+17万5千円	(A)×25%+7万5千円
	410万円以上770万円未満	(A)×15%+68万5千円	(A)×15%+58万5千円	(A)×15%+48万5千円
	770万円以上1,000万円未満	(A)×5%+145万5千円	(A)×5%+135万5千円	(A)×5%+125万5千円
	1,000万円以上	195万5千円(上限)	185万5千円(上限)	175万5千円(上限)

◆所得控除

項目	控除額
雑損控除	・ 損失の金額（損害の金額－保険等の補てん額）－総所得金額等×1/10 ・ 損失の金額のうち、災害に関連して支出した額－5万円 } のいずれか多い金額
医療費控除	次の a、b のうち、いずれかを選択 a (支払った医療費－保険等の補てん額)－(総所得金額等×5/100)又は10万円のいずれか低い額(最高限度額 200万円) b 支払った特定一般用医薬品等の合計額－保険等の補てん額－12,000円(最高限度額 88,000円)
社会保険料控除	支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額
生命保険料控除 (合計限度額7万円)	次の a、b、c のうち、該当する金額（ただし、控除額の限度額にご注意ください。） a 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（「新契約」といいます。） 一般生命保険、個人年金保険、介護医療保険のそれぞれについて、 支払った保険料が { 12,000円以下…………… 支払った金額 12,000円超 32,000円以下 …… 支払った金額×1/2 + 6,000円 32,000円超 56,000円以下 …… 支払った金額×1/4 + 14,000円 56,000円超…………… 28,000円 (ただし、それぞれの最高限度額28,000円) b 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（「旧契約」といいます。） 一般生命保険、個人年金保険のそれぞれについて、 支払った保険料が { 15,000円以下…………… 支払った金額 15,000円超 40,000円以下 …… 支払った金額×1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 …… 支払った金額×1/4 + 17,500円 70,000円超…………… 35,000円 (ただし、それぞれの最高限度額35,000円) c a（新契約）と b（旧契約）の両方の契約について控除を受ける場合 上記 a 及び b で計算した金額の合計金額（ただし、最高限度額は一般生命保険、個人年金保険のそれぞれについて 28,000円）
地震保険料控除	次の a、b、c のうち、該当する金額（ただし、控除額の限度額にご注意ください。） a 地震保険契約について …… 支払った保険料の 1/2 (最高限度額 25,000円) b 平成18年12月31日以前に締結した長期損害保険契約 …支払った保険料のうち 5,000円までの全額 + 5,000円超の金額の 1/2 (最高限度額 10,000円) c a と b の両方の契約について控除を受ける場合 上記 a 及び b で計算した金額の合計金額 (ただし、合計最高限度額 25,000円)
障害者控除	26万円（特別障害者控除は30万円 ※同居特別障害者の場合は53万円）
ひとり親・寡婦控除	・ ひとり親控除 30万円（婚姻歴や性別に関わらず、扶養親族で生計を一にする子（合計所得金額が48万円以下）を有するひとり親について認められます。） ・ 寡婦控除 26万円（ひとり親控除に該当しない者で、夫と死別後再婚していない者または夫と離別後再婚していない者で扶養親族を有する者について認められます。） (ただし、共に納税義務者の合計所得金額が500万円以下の場合に認められます。なお、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合は対象外となります。)
勤労学生控除	26万円
配偶者控除	最高33万円（配偶者が70歳以上の場合最高38万円） (納税義務者の前年の合計所得金額が1,000万円以下の場合に認められます。)
配偶者特別控除	最高33万円（配偶者控除に該当しない者について配偶者の所得に応じて、一定の調整後の金額） (納税義務者の前年の合計所得金額が1,000万円以下の場合に認められます。)
扶養控除	扶養親族が16歳以上19歳未満の場合 …… 33万円 〃 が19歳以上23歳未満の場合 …… 45万円 〃 が23歳以上70歳未満の場合 …… 33万円 〃 が70歳以上の場合 …… 38万円 〃 が同居の70歳以上の直系尊属の場合 …… 45万円
基礎控除	最高43万円（合計所得金額に応じて控除され、2,500万円以下の場合に認められます。)

◆調整控除

個人の住民税よりも人的控除額が大きい所得税が、平成19年度に地方に税源移譲されたため、人的控除（扶養控除、基礎控除等）の差額に伴う税負担の増が新たに発生することになります。この負担増を調整（緩和）するため、下記区分に応じて所得割の金額から控除するものです。

- 合計課税所得金額が200万円以下の場合
次の a、b いずれか小さい額の5%（県2%、市町村3%）
a 人的控除額の差額の合計額 b 合計課税所得金額
- 合計課税所得金額が200万円超の場合
{人的控除額の差額の合計額－（合計課税所得金額－200万円）} の5%（県2%、市町村3%）
ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円（県1,000円、市町村1,500円）となります。

◆税額控除

●寄附金控除

1 基本控除

寄附金控除の対象となる寄附金

- a 地方公共団体に対する寄附金（いわゆる「ふるさと寄附金」）
- b 賦課期日の住所地の都道府県共同募金会、日本赤十字社支部への寄附金のうち政令で定めるもの
- c 地方公共団体が条例により指定した寄附金

控除額

{「寄附金の合計額」と「総所得金額等の合計額の30%」とのいずれか少ない方の金額－2千円}
×4%（市町村民税は6%）

2 特例控除（地方公共団体※1）に対する寄附金について、基本控除に併せて控除されます。）

控除額

{「地方公共団体に対する寄附金の額」－2千円} × {90%－（「所得税の限界税率（※2）」×1.021）}
×40%（市町村民税は60%）

（注）特例控除額は所得割額の20%を上限とします。

※1 令和元年6月1日以後は総務大臣の指定を受けた地方公共団体への寄附のみが特例控除の対象となります。

※2 寄附した方に適用される所得税率のうち、最大のものを指します。

●配当控除

株式の配当などの配当所得がある場合、その金額に一定の率を乗じた金額が控除されます。

●外国税額控除

外国において生じた所得で、その国の所得税や住民税に相当する税金を課税された場合、一定の方法により計算された金額が控除されます。

●住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）

所得税の住宅借入金等特別控除を受けている方で、所得税において控除しきれなかった住宅借入金等特別税額控除がある方（平成21年から令和7年12月末日までに居住された場合）については、次のa、bのいずれか小さい額を控除します。

- a 所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
- b 所得税の課税総所得金額等の5%（限度額は、97,500円）

※ただし、平成26年4月から令和3年までに居住された場合で、住宅の取得の対価に係る消費税及び地方消費税の税率が8%又は10%である場合、上記bの控除額は、所得税の課税総所得金額等の7%（限度額は、136,500円）。

申告と納税

申告・納税などは、個人の市町村民税と一緒に市町村で行います。

◆申告

- 申告期限は3月15日（休日の場合はその翌日）です。
- 所得税の確定申告書を提出した場合には、個人の県民税の申告書を提出する必要はありません。この場合、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄又は「住民税に関する事項」欄の該当事項を必ず記入してください。
- 給与所得のみの人は申告書を提出する必要はありませんが、前年中に火災や盗難にあったことによる雑損控除、自分や家族が病気にかかったことによる医療費控除の適用を受けようとする場合には、期限までに申告書を提出してください。

お問い合わせ先 個人県民税については、お住まいの市町村へお問い合わせください。

お住まいの市町村	担 当	電話番号	お住まいの市町村	担 当	電話番号
秋田市	市民税課	018-888-5476	小坂町	町民課	0186-29-3904
能代市	税務課	0185-89-2126	上小阿仁村	住民福祉課	0186-77-2222
横手市	税務課	0182-32-2510	藤里町	税務会計課	0185-79-2113
大館市	税務課	0186-43-7033	三種町	税務課	0185-85-4828
男鹿市	税務課	0185-24-9134	八峰町	税務会計課	0185-76-4604
湯沢市	税務課	0183-55-8094	五城目町	税務課	018-852-5144
鹿角市	税務課	0186-30-0213	八郎潟町	税務課	018-875-5807
由利本荘市	税務課	0184-24-6302	井川町	税務会計課	018-874-4414
潟上市	税務課	018-853-5308	大瀧村	税務会計課	0185-45-2113
大仙市	税務課	0187-63-1111	美郷町	税務課	0187-84-4902
北秋田市	税務課	0186-62-1116	羽後町	税務会計課	0183-62-2111
にかほ市	税務課	0184-43-7505	東成瀬村	税務課	0182-47-3410
仙北市	税務課	0187-43-1117			

◆納税

●特別徴収による納税

- 1 給与所得者については、6月から翌年5月までの12回に分けて給与の支払者が毎月の給料から差し引いて納めます。
- 2 65歳以上の年金所得者については、通常4月から翌年2月までの6回に分けて支払われる年金から差し引かれて、納めることになっています。

ただし、年金からの差し引きが始まる最初の年度は、税額の半分を通常6月・8月の2回に分けて市町村から送付される納税通知書により、残りの税額を10月から翌年2月までの3回に分けて支払われる年金からの差し引きにより、それぞれ納めることになっています。

■特別徴収の開始年度

	普通徴収		特別徴収(本徴収)		
	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

■特別徴収2年度目以降

	特別徴収					
	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	前年度の年税額の 1/2 ÷ 3	前年度の年税額の 1/2 ÷ 3	前年度の年税額の 1/2 ÷ 3	年税額から仮徴収額 を控除した額の1/3	年税額から仮徴収額 を控除した額の1/3	年税額から仮徴収額 を控除した額の1/3

●普通徴収による納税

特別徴収により納税している所得者以外については、市町村から送付される納税通知書によって通常6月・8月・10月・翌年1月の4回に分けて納めることになっています。なお、納期は、市町村によって違います。

(注) 退職所得については、退職手当の支払の際に支払者が退職手当から差し引いて納めます。

税額の計算例 会社員Aさんの場合

会社員Aさんは夫婦子供2人(配偶者は無収入、子供は小学6年と高校3年)の4人家族で、令和4年中の収入(全て給与収入)は500万円、支払った社会保険料は35万円、令和4年中に新たに契約し、支払った生命保険料は7万円でした。所得金額は給与所得控除額を引いて356万円でした。

●所得割を計算すると、

$$3,560,000円 - 1,468,000円 = 2,092,000円$$

(所得金額) (所得控除額) (課税所得金額)

$$\begin{aligned} & \text{〔県民税〕 } 2,092,000円 \times 4\% = 83,680円 \rightarrow 83,600円 \\ & 83,600円 - 1,160円 = 82,440円 \rightarrow 82,400円 \end{aligned}$$

(調整控除) ←

$$\begin{aligned} & \text{〔市町村民税〕 } 2,092,000円 \times 6\% = 125,520円 \rightarrow 125,500円 \\ & 125,500円 - 1,740円 = 123,760円 \rightarrow 123,700円 \end{aligned}$$

(調整控除) ←

●均等割は、〔県民税〕 2,300円 〔市町村民税〕 3,500円

●したがって、Aさんの〔県民税〕 2,300円 + 82,400円 = 84,700円
納める住民税は、〔市町村民税〕 3,500円 + 123,700円 = 127,200円

〔合計〕 211,900円

※所得控除額の内訳 ()内は人的控除額の差

社会保険料控除……35万円
生命保険料控除……2万8千円
配偶者控除………33万円(5万円)
扶養控除………33万円(5万円)
基礎控除………43万円(5万円) **合計 146万8千円 (15万円)**

調整控除 5万8千円×2% = 1,160円(県)
5万8千円×3% = 1,740円(市町村)
※5万8千円 = {15万円 - (209万2千円 - 200万円)}

無職Bさん(75歳)の場合

無職Bさん(75歳)は妻(72歳)と2人暮らしで、令和4年中の収入(全て年金収入)は300万円。支払った社会保険料は15万円でした。所得金額は公的年金等控除額を引いて190万円でした。

●所得割を計算すると、

$$1,900,000円 - 960,000円 = 940,000円$$

(所得金額) (所得控除額) (課税所得金額)

$$\begin{aligned} & \text{〔県民税〕 } 940,000円 \times 4\% = 37,600円 \\ & 37,600円 - 3,000円 = 34,600円 \end{aligned}$$

(調整控除) ←

$$\begin{aligned} & \text{〔市町村民税〕 } 940,000円 \times 6\% = 56,400円 \\ & 56,400円 - 4,500円 = 51,900円 \end{aligned}$$

(調整控除) ←

●均等割は、〔県民税〕 2,300円 〔市町村民税〕 3,500円

●したがって、Bさんの〔県民税〕 2,300円 + 34,600円 = 36,900円
納める住民税は、〔市町村民税〕 3,500円 + 51,900円 = 55,400円

〔合計〕 92,300円

※所得控除額の内訳 ()内は人的控除額の差

社会保険料控除……15万円
老人配偶者控除……38万円(10万円)
基礎控除………43万円(5万円) **合計 96万円 (15万円)**

調整控除 15万円×2% = 3,000円(県)
15万円×3% = 4,500円(市町村)

秋田県水と緑の森づくり税の概要

目的 県民共有の財産である「ふるさと秋田」の森林を、将来にわたって健全に守り育てていくため、その恩恵を受けている県民全体で支えていく仕組みとして、「秋田県水と緑の森づくり税」を創設しました。

均等割が課税される個人・法人の方の県民税均等割額に加算して納めていただきます

納める方は？〈納税義務者〉

個人:1月1日に県内に住所がある方、県内に家屋敷等を持っている方
法人:県内に事務所等を持っている法人

納める額は？〈税率〉

個人:年額800円
法人:法人県民税均等割額の8%相当額(1,600円~64,000円)

(注)資本金等の額※により次の額となります。

区分	資本金等の額	1千万円以下	1千万円超 1億円以下	1億円超 10億円以下	10億円超 50億円以下	50億円超
県民税均等割額		20,000円	50,000円	130,000円	540,000円	800,000円
森づくり税額		1,600円	4,000円	10,400円	43,200円	64,000円

※平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、「資本金等の額」又は「資本金と資本準備金の合計額(又は出資金)」のいずれか大きい方の金額とします。

用途

●ハード事業 ~秋田県水と緑の森づくり事業

(森林環境や公益性を重視した森づくり) ~

①豊かな里山林整備事業、②安全・安心な森整備事業、③森や木とのふれあい空間整備事業

●ソフト事業 ~秋田県水と緑の森づくり推進事業

(県民参加の森づくり) ~

①県民参加の森づくり事業、②森林環境教育推進事業、③普及啓発事業

ふるさと寄附金控除のワンストップ特例

ワンストップ特例では、寄附先の団体へ申請することにより、確定申告をしなくても、税控除の適用を受けることができます。

申告特例申請書を出して特例が適用される方は、次の(1)と(2)の両方に該当する方です。(1)、(2)に該当しない方は、税控除を受けるための確定申告が必要です。

(1) 「確定申告」及び「市町村民税・県民税」の申告をする予定のない方

(注)申請後、確定申告等をする場合、ワンストップ特例が適用されないこととなりますので、申請した全ての寄附金について、扶養控除、医療費控除、ふるさと寄附金以外の寄附金その他の申告事項と併せて必ず申告するよう、ご注意ください。

(2) 1月1日から12月31日の間にワンストップ特例の申請が5団体以下と見込まれる方

(注)5団体を超過して申請した場合、申請は全てなかったものとなります。

法人の県民税

納める人

- 県内に事務所・事業所がある法人……………均等割と法人税割
 - 県内に事務所・事業所はないが、寮・宿泊所・クラブなどがある法人……………均等割
- (注) 人格のない社団や財団で収益事業を行っているものは、法人とみなします。

納める額

- 均等割

法人等の区分	税 率
資本金等の額が 1 千万円以下の法人、公共法人及び公益法人等のうち均等割を課することができないもの以外のもの、一般社団法人及び一般財団法人、人格のない社団等	年額 21,600 円
資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人	年額 54,000 円
〃 1 億円を超え 10 億円以下の法人	年額 140,400 円
〃 10 億円を超え 50 億円以下の法人	年額 583,200 円
〃 50 億円を超える法人	年額 864,000 円

(注 1) 均等割には、「秋田県水と緑の森づくり税」として 8%相当額が加算されています。

(注 2) 資本金等の額は、法人税法で定める資本金等の額から無償減資額及び資本準備金の取崩額を控除し、無償増資額を加算した額となります。なお、「資本金等の額」が「資本金と資本準備金の合計額（又は出資金の額）」に満たない場合には、「資本金と資本準備金の合計額（又は出資金の額）」により、均等割の税率を算出します。

- 法人税割

法人等の区分	事業年度の開始時期ごとの税率		
	～平成26年9月30日	平成26年10月1日～ 令和元年9月30日	令和元年10月1日～
資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人と保険業法に規定する相互会社	法人税額×5.8/100	法人税額×4.0/100	法人税額×1.8/100
資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人など	法人税額が年 1 千万円以下の法人	法人税額×3.2/100	法人税額×1.0/100
	法人税額が年 1 千万円を超える法人	法人税額×4.0/100	法人税額×1.8/100

(注) 法人税割には、社会福祉施設の整備及び医療の充実のための財源に充てるため、令和8年3月31日までに終了する各事業年度分の税率に超過税率が適用されています。

申告と納税

申告・納税などは法人の事業税・地方法人特別税・特別法人事業税とあわせて行います。

申告の種類		納める税額	申告と納税の期限
1 中間申告 (事業年度が6か月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人)	(1) 予定申告	前事業年度の税額×6÷前事業年度の月数+均等割額	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
	(2) 仮決算に基づく中間申告	法人税額×税率+均等割額	
2 確定申告		法人税額(連結法人は個別帰属法人税額)×税率+均等割額-中間納付額	事業年度終了の日から2か月以内
3 公共法人・公益法人等で法人税を課税されないもの		均等割額	4月30日

(注 1) 秋田県以外にも事務所・事業所を有する法人については、法人税割のもととなる法人税額を、それぞれの都道府県内の事務所・事業所の従業員数によって按分して計算します。

(注 2) 法人税の申告期限が延長された場合は、法人の県民税についても主たる事務所・事業所所在地の都道府県への届出により、同様に期限が延長されます。

利子等に係る県民税（利子割）

納める人 県内に所在する金融機関等から利子等の支払を受ける個人（金融機関等が利子等の支払の際に徴収し、県に納めます。）

納める額 利子等の支払を受ける額の5/100（このほかに国税として所得税（15%）及び復興特別所得税（0.315%）が令和19年12月31日まで課税されます。）

利子等の種類 銀行預金利子、銀行以外の金融機関の預貯金利子、郵便貯金利子、勤務先預金等の利子、特定公社債以外の公社債の利子、公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配、国外一般公社債等の利子等、合同運用信託の収益の分配、財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益、私募公社債等運用投資信託の収益の分配、特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で公募以外のもの、国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配、懸賞金付預貯金等の懸賞金等、定期積金、掛金の給付補てん金、抵当証券の利息、貴金属等の売戻し条件付売買の利益、外貨建預貯金等の為替差益、一時払養老保険、一時払損害保険等の差益

◆非課税

次のいずれかに該当する場合は非課税となります。

- 障害者等の利子等（少額預金非課税制度（マル優）、少額公債非課税制度（特別マル優）、それぞれ元本350万円まで）
- 財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄の利子等（財形住宅貯蓄と財形年金貯蓄を合わせて元本550万円まで）
- 所得税法等において非課税とされる利子等

申告と納税 金融機関等が毎月分をまとめて翌月の10日までに申告して納めます。

市町村への交付 県に納められた利子割から事務費を控除した額の5分の3は、市町村に交付されます。

特定配当等に係る県民税（配当割）

納める人 特定配当等の支払を受ける県内に住所を有する個人（配当等の支払をする株式会社等を通じて納めます。）

納める額 配当等の支払を受ける額の5/100（このほかに国税として所得税（15%）及び復興特別所得税（0.315%）が令和19年12月31日まで課税されます。）

特定配当等の種類 上場株式等の配当等、投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配、特定投資法人の投資口の配当等、特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの、特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償還金

申告と納税 配当等を支払う株式会社等が毎月分をまとめて翌月の10日までに申告して納めます。

ただし、源泉徴収選択口座内の配当等は、当該口座を開設した証券会社等が年間分をまとめて翌年の1月10日まで（口座の廃止等があった場合は、その廃止等の翌月の10日まで）に申告して納めます。

市町村への交付 県に納められた配当割から事務費を控除した額の5分の3は、市町村に交付されます。

特定株式等譲渡所得に係る県民税（株式等譲渡所得割）

納める人 源泉徴収選択口座における上場株式等の譲渡益の支払を受ける県内に住所を有する個人（当該口座を開設した証券会社等を通じて納めます。）

納める額 源泉徴収選択口座における特定株式等譲渡所得の額の5/100（このほかに国税として所得税（15%）及び復興特別所得税（0.315%）が令和19年12月31日まで課税されます。）

申告と納税 証券会社等が年間分をまとめて翌年の1月10日まで（口座の廃止等があった場合は、その廃止等の翌月の10日まで）に申告して納めます。

市町村への交付 県に納められた株式等譲渡所得割から事務費を控除した額の5分の3は、市町村に交付されます。